

届出書とともにご提出いただく添付書類

配偶者以外の方が請求者となる場合

（請求者が配偶者となる場合は別紙「配偶者が請求者となる場合」をご確認ください）

亡くなられた方の死亡当時、配偶者がいない（独身、死別、離婚）場合は、次順位の遺族が請求者となります。
（順位は、亡くなられた方と生計同一の遺族が上位者となります。）
必要となる添付書類は以下のとおりです。

1. 次順位の遺族が貴殿のみ（同順位の遺族がいない）の場合

	ご提出いただく書類	部数		目的および留意事項	確認欄
①	亡くなられた方と請求者の世帯 全員の住民票 ※個人番号が記載されたもの	1部	原本	・亡くなられた方の死亡当時の生計同一者の有無を確認。 ・個人番号の番号確認と本人確認書類として使用。 ※発行日から3ヶ月以内のものをご提出ください。 ※本籍地の記載は不要です。	
②	戸籍謄本 ・亡くなられた方の全部事項証明 ・原戸籍 ・先順位および同順位者の中で 死亡された方の除籍謄本（※）	各 1部	原本	戸籍謄本は、下記のすべての内容が確認できるものが 必要です。各種戸籍謄本の記載内容は、市区町村役場 にご確認ください。 ・亡くなられた方の死亡日を確認。 ・遺族対象となる配偶者がいないことを確認。 ・亡くなられた方と請求者の続柄を確認。 ・請求者の生年月日と同順位者の遺族の有無を確認。 ・請求者の先順位者および同順位者の死亡を確認。（※） （※）入手困難な場合は3. をご覧ください。	
③	請求者の 振込先口座の通帳のコピー	1部		・請求者本人名義の口座であることを確認。 ・口座名義、口座番号の記載されている部分が必要。	
④	①住民票に個人番号の記載がない場合、マイナンバーカード（両面）の コピーまたは、通知カードのコピー （提出対象者） ☐ 請求者分のみ ☐ 請求者と亡くなられた方分	各 1部		・請求者および亡くなられた方の個人番号が必要。 ・税務署へ提出する「法定調書」等へ記載。	

2. 次順位の遺族で同順位者が複数いる場合

上記（①～④）の書類に加えて、以下の書類をご提出ください。

	ご提出いただく書類	部数		目的および留意事項	確認欄
⑤	代表受取人選任届 （企業年金室からお渡し）	1部		請求者として代表受取人を同順位の遺族の中から 選任。生存している同順位者全員の署名、捺印が必要。	
⑥	同順位者 本人確認書類 （健康保険証、運転免許証、 パスポート等のコピー）	1部		本人確認用。 代表受取人選任届に記載した同順位者全員分が必要。 健康保険証（コピー）をご提出いただく場合は、 「記号・番号」を塗りつぶしてください。	

3. ご提出いただく戸籍謄本のうち除籍謄本の入手が困難な場合

別紙「親族状況申出書」を作成し、除籍謄本に代えて、上記、①～④または、①～⑥に加えてご提出ください。
先順位者および同順位者の生存者確定申出書類として使用します。

4. 亡くなられた方と生計維持関係にあったその他の親族の場合

当制度の規約に定められた遺族の範囲に該当する遺族がいない場合は、個々の状況に応じて、当制度が
必要と認める書類。

5. 亡くなられた方と生計同一であったことを公的書類（住民票・戸籍謄本）で証明できない場合

第三者（民生委員、町内会長など）の証明が必要となります。
「生計同一関係申立（証明）書」を別途、お渡ししますので、企業年金室へご連絡ください。